

障害福祉制度の変遷(拡大版)

～平成15年3月まで

措置制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政がサービス内容を決定 ● 事業者は行政からの受託者としてサービス提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政が事業者を特定
------	---	---

平成15年4月～18年3月

支援費制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の自己決定を尊重(サービス利用意向) ● 利用者は所得に応じた負担(応能負担) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者と利用者が対等、契約によるサービス利用
-------	---	--

平成18年4月～

自立支援制度 (「障害者自立支援法」施行)	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化 ● 利用者本意のサービス体系へ再編(昼夜分離、報酬日割化) ● 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入 ● 国の費用負担の責任を強化、サービス利用に応じて利用者も費用負担(応益負担)等
--------------------------	---

平成19年9月署名

「障害者の権利に関する条約」に署名	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容(全50条) 障害者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障。障害に基づく差別を禁止。 ● 特徴 「我々のことを我々抜きで勝手に決めるな」というスローガンのもと、策定の過程に障害当事者や障害関連団体が参画した「障害者の視点から作られた条約」 「合理的配慮しないことが差別になる」ことを明確に規定 「障害の社会モデル」の採用
-------------------	--

平成21年9月

政権交代	<ul style="list-style-type: none"> ● 民主党、社会民主党、国民新党による連立政権樹立に当たっての政策合意(平成21年9月9日) 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。
------	--

平成21年12月

「障がい者制度改革推進本部」を設置 (総理大臣を本部長。全閣僚で構成)	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、閣議決定により設置 ● 当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ
--	---

平成22年1月～

「障がい者制度改革推進会議」を開催 (推進本部の下部組織として設置)	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者に係る制度改革をはじめ、障害者施策の推進に関する事項について意見(障害者の雇用、教育、医療、司法手続、政治参加等について幅広く議論) ● 推進会議は、障害当事者や有識者で構成(24人中、14人が障害当事者)
---------------------------------------	---

平成22年6月29日

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成22年6月7日の推進会議での「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」を最大限尊重 ● 基本的考え方 障害の有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現 ● 改革の方向性 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築、障害のとりえ方と諸定義の見直しなど ● 工程表の提示 障害者基本法は平成23年の通常国会提出など、法案提出時期の目途を提示
----------------------------	---

